

## 第2節 新奈良県廃棄物処理計画

### 第1 計画の趣旨及び期間 (廃棄物対策課)

県では、廃棄物の処理を通して、県民の生活環境の保全、県内産業の健全な発展に資することを目的に、3R（リデュース、リユース、リサイクル）をはじめ循環型社会形成を推進するため、県民、NPO、事業者、行政等の各主体が中長期的に取り組む基本的な方向を示すものとして、平成25年3月に「新奈良県廃棄物処理計画」を策定した。

地方分権推進とも相まって、廃棄物処理にかかる広域及び効果・効率的な観点から、県と市町村が連携・協働して各種施策を推進するための計画（奈良モデル※）として策定した。

本計画は、廃棄物処理法（以下「法」という。）第5条の5に基づき策定する計画であり、「新奈良県環境総合計画（改訂版：平成25～27年度）」を上位計画とし、「第2次奈良県廃棄物処理計画（期間：平成20～24年度。）」の進捗状況、及び県内市町村の一般廃棄物処理計画等を踏まえ、策定した。新計画の期間は、平成25年度～平成29年度までの5年間である。

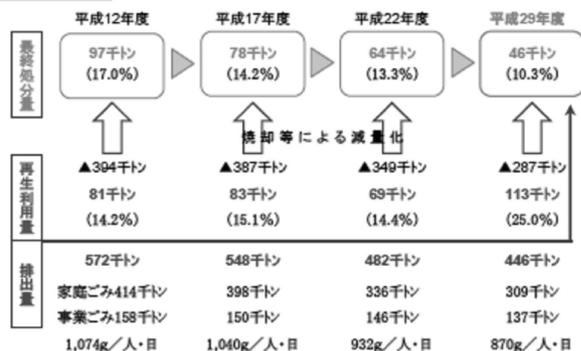
※奈良モデル：県と市町村の水平連携・垂直補完による事業推進スキーム

### 第2 計画の概要 (廃棄物対策課)

新計画では、「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』の実現」を基本目標とし、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）をはじめ循環型社会推進の取り組みを“奈良モデル”として追及することにより、「美しく風格と和みのあるまちづくり」や「きれいな生活環境の創造」に資するとともに、それらを未来に継承していくことを目指す。

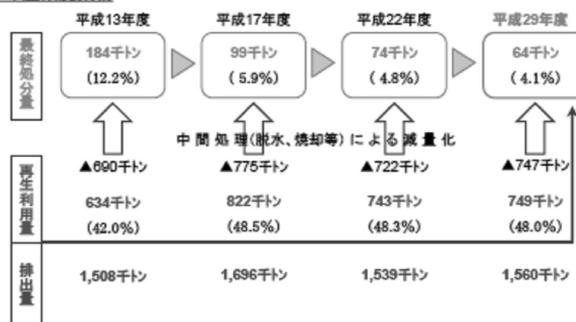
計画の数値目標は下図のとおりである。

(1)一般廃棄物



- 一人1日当たりのごみ排出量は全国平均に比べて5%少なく、全国15位の水準
- 再生利用率は全国平均（20.8%）に比べて6.4ポイント低い水準
- 再生利用率の目標値（25%）は、横ばいで推移している事業系ごみの再生利用促進、排出量の減が進んでいる家庭ごみの再生利用量の維持（実質の再生率アップ）により設定

(2)産業廃棄物



- 最終処分量は平成22年度実績（74千トン）で前計画目標値（80千トン）を達成
- 排出量の平成29年度目標値は平成22年度実績より約1%増に抑制する設定
- 再生利用量は下水汚泥の増（再生率低）、建設系廃棄物が横ばい（再生率高）の傾向のなか、再生利用率（4.8%）を平成29年度予測値（4.7、1%）より約1ポイント高くて設定

### 第3 計画の推進に向けた取組 (廃棄物対策課)

基本目標「未来に生きる『ごみゼロ奈良県』の実現」に向けて、廃棄物対策の取組みを通して、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会の形成を推進することにより、県民が和みを感じ、愛着と誇りを持つことのできる“美しく風格と和みのあるまちづくり”に寄与していくことを目指す。このような考え方のもと、次に掲げる6項目を「施策の方向」として各事業を実施する。

- (1) 廃棄物の排出抑制の促進
- (2) 廃棄物の循環的利用の促進
- (3) 廃棄物の適正処理の推進
- (4) 廃棄物の不法投棄・不適正処理の撲滅
- (5) 災害廃棄物対策の推進
- (6) 県・市町村の連携・協働（奈良モデル）による施策推進

計画の推進にあたっては、県民、事業者、行政等が、相互に連携、協働するパートナーシップを構築しながら、それぞれの責務や役割を明確にし、主体的かつ積極的な行動を促進する。

## 第3節 奈良地域公害防止計画

### 第1 計画の趣旨 (環境政策課)

公害防止計画は、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しいか、または著しくなるおそれのある地域であって、公害の防止に関する施策を総合的に講じる必要があると認められる地域について、都道府県知事が策定する地域計画である。

本県においては、昭和47年度に大和川流域公害防止計画を策定して以来（昭和62年度に奈良地域公害防止計画として再編）、8期にわたり公害防止計画を策定し、公害の防止に関する諸施策を推進してきたところである。その結果全般的に環境質の改善が見られるものの、大和川における水質汚濁、光化学オキシダントに係る大気汚染など依然として課題が残されていることから、実施期間を平成23年度から平成32年度とする第9次計画を平成24年3月に策定し、今後も引き続き総合的な公害防止施策を講じていく。

### 第2 計画の概要 (環境政策課)

#### 1 計画の基本的事項

##### (1) 地域の範囲

計画を策定している範囲は、次の大和平野5市1町（奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・生駒市・王寺町）である。

(2) 計画の目標

環境基準を超過している項目について、計画終了の平成32年度を目途に達成を図る。

(3) 計画の期間

平成23年度から平成32年度までの10年間とする。

(4) 計画の主要課題

大阪湾に流入する河川の水質汚濁対策

水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図り、併せて大阪湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及び磷による富栄養化の防止を図る。

2 公害防止等に関する施策

(1) 公害防止施策

① 主要課題である大阪湾に流入する河川の水質汚濁対策

大和川のBODに係る水質汚濁対策として、排水基準・総量規制基準の遵守の徹底などの工場事業所対策、下水道・浄化槽・農業集落排水処理施設整備などの生活排水対策、畜産排水対策、非特定汚染源対策、河川浄化対策等を実施する。

また大阪湾のCODに係る水質汚濁対策として、COD、窒素及び磷に係る水質総量規制・汚濁負荷量の削減対策等を推進する。

② 主要課題以外の公害対策

その他の公害対策は、表1-3-1のとおりである。

表1-3-1 主要課題以外の公害対策

区 分	概 要
大 気 汚 染 対 策	光化学オキシダント対策
地 下 水 汚 染 対 策	水質の常時監視、汚染確認時の措置
土 壌 汚 染 対 策	土壌汚染の状況の把握、土壌汚染に関する情報の収集等
自 動 車 騒 音 振 動 対 策	発生源対策、交通流・交通量対策、道路構造対策
廃棄物・リサイクル対策	廃棄物の適正な処理の推進

(2) 奈良地域公害防止対策事業計画

公害財特法第 2 条の 2 第 1 項に基づき、公害防止計画において県及び市町が計画策定地域内で実施する同項に規定する事業に関する奈良地域公害防止対策事業計画を定めており、計画に定める事業は主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけている。

(3) 各主体の自主的積極的取り組みに対する支援施策

① 各主体の取り組み

循環と共生を基調とした地域づくりのため、地方公共団体、事業者、住民及び民間団体が主体別に取り組む。

② 環境教育・環境学習の推進

## 第 4 節 環境影響評価制度

### 第 1 環境影響評価の制度化 (環境政策課)

環境影響評価は、土地の形状の変更並びに工作物の新設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合の環境に及ぼす影響を総合的に評価するものである。国においては、平成 9 年 6 月 13 日に環境影響評価法が公布され、平成 11 年 6 月 12 日に施行された。

一方、本県においては「奈良県環境影響評価条例」を平成 11 年 12 月に施行した。また本条例の施行に先立ち、平成 11 年 9 月 21 日に、環境影響評価の項目並びに当該項目に係わる調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する事項及び環境の保全のための措置に関する事項を定める環境影響評価技術指針を告示し施行した。

## 第2 環境影響評価条例の概要 (環境政策課)

### 1 目的

この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、本県において環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に反映させるための措置をとること等により、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とするものである。

### 2 対象事業

道路の新設、廃棄物処理施設の設置、住宅団地の造成などの事業であって、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとし、その規模など詳細は平成 11年 6月 8日に奈良県環境影響評価条例施行規則で定め、平成11年12月21日に施行した。

### 3 手続

手続の概略は、方法書の作成、準備書の作成、評価書の作成、事業着手後の届出等であり、原則として事業者が行うものとしている。

## 第3 環境影響評価の実施状況 (環境政策課)

環境影響評価の実施状況は表1-3-2のとおりである。

表 1-3-2 環境影響評価の実施状況

事業名称	規模	事業主体	審査状況	根拠
京奈和自動車道(御所道路)	一般国道4車線 13.4km	建設省	平成3年度評価書終了	閣議要綱
京奈和自動車道(大和道路)	一般国道4車線 13.8km	建設省	平成8年度評価書終了	〃
(仮称)大和都市計画事業 高山土地区画整理事業	288ha	都市基盤整備公団	平成12年度評価書終了	閣議要綱及び環境影響評価法
シャープ天理事業所 都市ガスCGS導入計画	排出ガス量(最大) 現状約 38,000N m <sup>3</sup> /h 変更後約 260,000N m <sup>3</sup> /h	シャープ株式会社	平成13年度評価書終了	奈良県環境影響評価条例
三和澱粉工業株式会社 CGS導入計画(仮称)	排出ガス量(最大) 現状約 126,744N m <sup>3</sup> /h 変更後約 372,700N m <sup>3</sup> /h	三和澱粉工業株式会社	平成17年度評価書終了	奈良県環境影響評価条例
京奈和自動車道 (大和北道路)	一般国道(自動車専用道路)4車線 約12km	国土交通省	平成19年度評価書終了	環境影響評価法
二上採石場拡張事業	14.96ha	正田碎石	平成23年度方法書終了	奈良県環境影響評価条例

## 第4章 環境施策の推進体制

### 第1節 奈良県環境審議会（環境政策課）

環境問題への対策には、多方面にわたる専門的知識を必要とするとともに、広い視野に立った多角的な面からの判断を要請される。また、具体的な環境行政に地域の有識者等の意見を反映させる必要がある。

環境基本法第43条は、都道府県が一定の環境保全施策を定める場合、都道府県環境審議会に調査審議等させることを定めている。さらに、全国レベルでの環境行政の一定水準の確保及び審議の質的確保を図るため、審議事項について表1-4-1のとおり関係法令等で定められている。

本県では、昭和42年に奈良県公害対策審議会を設置し、昭和44年9月から奈良県公害対策審議会規則に基づく審議会に、昭和46年7月から奈良県公害対策審議会条例に基づく審議会に、平成6年8月からは奈良県環境審議会条例に基づく審議会として、本県の環境行政に対する基本的な重要事項を調査審議している。

なお、最近5年間の開催状況及び答申状況は、表1-4-2と資料編表1-4-1のとおりである。

表1-4-1 環境審議会の法定（条例によるものを含む）審議事項

区分	項目	根拠条文
環境全般	知事が環境総合計画を策定または変更しようとするとき	奈良県環境基本条例 第10条
大気汚染	(1) 知事が指定ばい煙総量削減計画を策定または変更するとき (2) 知事がばい煙等発生施設、ばい煙等規制基準を定めまたは変更しようとするとき	大気汚染防止法第5条の3 奈良県生活環境保全条例 第58条
水質汚濁	(1) 県の区域の公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項 (2) 知事が汚水等排出施設、排水基準を定めまたは変更しようとするとき	水質汚濁防止法第21条 奈良県生活環境保全条例 第58条
騒音・振動	(1) 知事が騒音等発生施設、騒音等規制基準を定めまたは変更しようとするとき (2) 知事が特定建設作業、これに伴い発生する騒音・振動の基準を定めまたは変更しようとするとき	奈良県生活環境保全条例 第58条 奈良県生活環境保全条例 第58条
土壌汚染	(1) 知事が農用地土壌汚染対策地域を指定、変更または解除するとき	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条・ 第4条

土 壤 汚 染	(2) 知事が農用地土壌汚染対策計画の承認申請または変更申請するとき	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第5条・第6条
廃 棄 物	知事が産業廃棄物処理計画を策定するとき	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3
環境影響評価	(1) 環境影響評価技術指針を定め、または改定しようとするとき (2) 知事が環境影響評価法第10条第1項または法第20条第1項の規定により意見を述べるとき	奈良県環境影響評価条例第4条 奈良県環境影響評価条例第33条
そ の 他	(1) 施行者が公害防止事業に係る費用負担計画を策定または変更するとき (2) 知事が公害の防止に関する重要事項を定めまたは変更しようとするとき	公害防止事業費事業者負担法第6条・第8条 奈良県生活環境保全条例第58条

表1-4-2 奈良県環境審議会の開催状況（最近5年間）

年度	開催年月日	議 題 等
平成20年度	平成20年11月20日	(1) (仮称)奈良県希少野生動植物の保護に関する条例について (2) 景観条例の制定及び景観計画の策定に関するパブリックコメントの実施について (3) 新奈良県環境総合計画の進捗状況について (4) 平成19年度環境の現況について
	平成21年2月19日	(1) 平成21年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について (諮問)(答申) (2) 産業廃棄物税にかかる奈良県法定外税懇話会報告の概要について (3) 県有施設アスベスト再調査結果報告 (4) 平成21年度実施予定事業について
平成21年度	平成22年2月18日	(1) 平成22年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について (諮問)(答申) (2) 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について (3) 新奈良県環境総合計画の進捗状況について (4) 環境関係4計画の見直し等について
平成22年度	平成22年4月27日	(1) 桜井市に所在する産業廃棄物処分場関連の要望について (2) 奈良県の環境関係4計画の見直しについて(諮問)(答申)
	平成22年9月2日	(1) 奈良県環境総合計画の見直しに関する中間報告
	平成22年12月3日	(1) 奈良県環境総合計画の見直しについて
	平成23年2月25日	(1) 平成23年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について (諮問)(答申) (2) 「新奈良県環境総合計画(改訂版)」(素案)について

平成23年度	平成23年11月7日 平成24年3月30日	(1) 水質総量規制基準の改定について(諮問)(答申) (1) 平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について(諮問)(答申) (2) 大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について (3) 第9次奈良地域公害防止計画の策定について (4) 疋田碎石二上採石場拡張事業に係る環境影響評価方法書に対する環境影響評価審査部会での審議の結果について
平成24年度	平成24年11月16日 平成25年2月14日	(1) 奈良県環境影響評価条例の一部改正について(諮問) (2) 環境影響評価審査部会の審議事項の変更について(諮問) (3) 第3次奈良県廃棄物処理計画の策定について(報告) (1) 平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について(諮問)(答申) (2) 奈良県環境影響評価条例の一部改正について(中間報告) (3) 新奈良県廃棄物処理計画の策定について(諮問)(答申)

## 第2節 奈良県自然環境保全審議会 (自然環境課)

この審議会は、奈良県自然環境保全条例に基づき、学識経験者・県議会議員・市町村長・関係行政機関の職員で組織され、奈良県立自然公園条例、自然公園法、奈良県立公園条例、奈良県希少野生動植物の保護に関する条例、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び温泉法の規定により、その権限に属する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議している。

なお、最近5年間の開催状況は表1-4-3のとおりである。

表1-4-3 奈良県自然環境保全審議会開催状況 (最近5年間)

年度	開催年月日	議 題 等
平成20年度	平成20年5月29日	温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分について
	平成20年6月20日	希少野生動植物の保護に関する条例について
	平成20年7月31日	希少野生動植物の保護に関する条例について
	平成20年11月14日	温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分について
	平成20年12月17日	(1) 奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画(第3次)の第2回変更について (2) 奈良県イノシシ特定鳥獣保護管理計画の策定について
	平成21年1月14日	希少野生動植物の保護に関する条例について
平成21年度	平成21年5月29日	(1) 温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分について (2) 温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分について
	平成21年10月22日	希少野生動植物の保護に関する条例について
	平成22年1月21日	(1) 奈良県自然環境保全審議会議長の選出について (2) 奈良県自然環境保全審議会の部会に属する委員の指名について (3) 特定希少野生動植物の指定について

平成21年度	平成22年3月19日	特定希少野生動植物の保護を推進するための指針の策定について
	平成22年3月29日	(1) 奈良県ツキノワグマ保護管理計画(第2次)の第2回変更について (2) 奈良県イノシシ特定鳥獣保護管理計画の第1回変更について (3) 奈良県ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画(第3次)の第3回変更について (4) 第10次鳥獣保護事業計画の第1回変更について
平成22年度	平成22年11月22日	温泉ゆう出を目的とする土地堀さくの許可処分について
	平成23年2月9日	特定希少野生動植物ニッポンバラタナゴの保護管理事業計画の策定について
	平成23年3月18日	(1) ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画のモニタリング報告について (2) イノシシ特定鳥獣保護管理計画のモニタリング報告について (3) ツキノワグマ保護管理計画のモニタリング報告について (4) 第10次鳥獣保護事業計画の第2回変更について
平成23年度	平成23年9月2日	「(仮称)生物多様性なら戦略の策定」について
	平成23年9月6日	白川又特別鳥獣保護区の更新について
	平成24年2月3日	(1) 奈良県自然環境保全審議会長の選任について (2) 奈良県自然環境保全審議会の部会に属する委員の指名について (3) 「(仮称)生物多様性なら戦略の策定」について
	平成24年3月22日	(1) ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画のモニタリング報告について (2) イノシシ特定鳥獣保護管理計画のモニタリング報告について (3) ツキノワグマ保護管理計画のモニタリング報告について (4) ニホンジカ特定鳥獣保護管理計画の改定について (5) イノシシ特定鳥獣保護管理計画の改定について (6) ツキノワグマ保護管理計画の改定について (7) 奈良県第11次鳥獣保護事業計画の改定について
平成24年度	平成24年5月24日	(1) 温泉ゆう出を目的とする土地掘削の許可処分について (2) 温泉ゆう出量を増加させるための動力装置の許可処分について
	平成25年2月5日	(1) 「生物多様性なら戦略」(案)について (2) 「特定希少野生動植物カスミサンショウウオ保護管理事業計画」(案)について

### 第3節 奈良県古都風致審議会 (風致景観課)

県の附属機関として昭和42年4月に奈良県古都風致審議会が設置され、委員16人以内をもって組織し、次のような事務を担当している。なお、最近5年間の開催状況は表1-4-4のとおりである。

- (1) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区（明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第3条第1項の規定による第1種歴史的風土保存地区及び第2種歴史的風土保存地区を含む。）の区域内における行為の規制に関する重要事項、並びに歴史的風土保存区域の指定・変更及び廃止についての調査・審議並びに建議に関する事務
- (2) 都市計画法に基づく風致地区の区域内における行為の規制に関する重要事項についての調査・審議並びに建議に関する事務

表1-4-4 奈良県古都風致審議会の開催状況 (最近5年間)

年度	開催年月日	議 題 等
平成20年度	平成20年8月29日	明日香村阪田地区における農業基盤整備事業について (現地視察、会議)
平成21年度	平成22年2月26日	石舞台古墳周辺の県道改良事業について (現地視察、会議)
平成22年度	平成22年11月30日	石舞台古墳周辺の県道改良事業について
	平成23年2月25日(現地) 平成23年3月23日	明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和について (現地視察、会議)
平成23年度	平成23年11月4日	会長の選任等について 県道多武峰見瀬線(島庄工区)の道路改良事業について(報告) 明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和の在り方について
	平成23年11月11日 (小委員会)	明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和の在り方について
	平成24年1月13日 (小委員会)	明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和の在り方について
	平成24年3月23日	明日香村阿部山地区における県営農地環境整備事業について 明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和の在り方について
平成24年度	平成24年5月23日 (懇談会)	明日香村における企業の立地と歴史的風土との調和の在り方について 古都法及び風致地区条例に係る許可等事務の権限移譲について (報告)
	平成25年2月25日	古都法及び風致地区条例に係る許可等事務の権限移譲について 明日香風致地区の見直しについて (報告、意見照会)

## 第4節 奈良県景観審議会 (風致景観課)

奈良県景観条例(平成21年3月27日制定)の規定に基づき良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議する奈良県景観審議会が平成21年4月に設置され、委員15人以内をもって組織し、次の事項に関する調査審議を行っている。なお、開催状況は表1-4-5のとおりである。

### (1) 奈良県景観条例に規定する事項

- ① 奈良県景観計画の策定又は変更に関する意見
- ② 計画提案を踏まえた奈良県景観計画の策定又は変更をしないことに関する意見
- ③ 奈良県景観計画区域内における行為の届出に係る事前の助言に関する意見
- ④ 奈良県景観計画区域内における行為の届出に対する勧告及び勧告に従わない場合の公表に関する意見
- ⑤ 奈良県景観計画区域内における行為に対する必要な措置等の命令に関する意見
- ⑥ 奈良県公共事業景観形成指針の策定又は変更に関する意見

### (2) 良好な景観の形成に関する重要事項

知事から諮問し、奈良県景観審議会から答申を得るべき、県の景観行政の推進にあたっての重要事項

表1-4-5 奈良県景観審議会の開催状況

年度	開催年月日	議 題 等
平成21年度	平成21年4月13日 平成21年7月6日(専) 平成21年10月23日	会長等の選任、専門部会の設置について 奈良県景観計画の策定について(諮問) 奈良県公共事業景観形成指針について 奈良県公共事業景観指針の策定について(諮問)
平成22年度	平成22年11月29日	届出制度について 公共事業景観形成指針に基づく景観検討の試行について 景観住民協定認定制度について 主要交差点周辺における屋外広告物規制の強化について 市町村の景観行政団体への移行促進について
平成23年度	平成23年12月21日	奈良県景観審議会会長及び副会長の選任 奈良県景観審議会審査指導部会委員の選任 奈良県景観条例と景観計画の運用について その他の景観施策について 奈良県景観資産登録候補の審査について
平成24年度	平成24年12月19日	奈良県景観条例と景観計画の運用について その他の景観施策について 奈良県景観資産登録候補の審査について

(注) 開催年月の(専)は専門部会である。



## 第 2 部

豊かな自然及び  
歴史的文化遺産と  
県民生活との共生

# 第1章 優れた自然環境の保全

## 第1節 自然公園等の現状

### 第1 自然公園（自然環境課）

自然公園法に基づく本県の自然公園は、図2-1-1のとおり国立公園1ヶ所・国定公園4ヶ所・県立自然公園3ヶ所の計8ヶ所である。県土に占める割合は、全国平均14.4%を上回る17.2%で、規模・景観の質・設置目的等においてそれぞれ特色を持っている。

#### (1) 吉野熊野国立公園【昭和11年2月1日指定 面積31,313 ha】

本公園は、十和田八幡平・富士箱根伊豆・大山隠岐と並び昭和11年に指定された我が国でも歴史の古い国立公園である。吉野山の桜と史跡、大台ヶ原山・大峰山系の山岳と優れた自然が代表的な景観である。特別地域の占める割合は約30%と非常に低く、また吉野林業地帯に属し、公園区域のほとんどが民有地であることから、保護管理上種々の問題点を持っている。

なかでも、普通地域をも含めて大峰山系・大台ヶ原地区の原生林保存の問題が重要視されている。

#### (2) 金剛生駒紀泉国定公園【昭和33年4月10日指定 面積4,880 ha】

本公園は、大和青垣国定公園・県立矢田自然公園とともに奈良盆地周辺の青垣山を形成し、付近住民の健康の維持・休養・野外教育の場所として重要なものとなっている。

都市部に近い地理的条件から住宅建設等が多く行われ、今後、本公園の良好な自然環境を維持するために、これらの行為等に対する調整が最も重要である。

なお、平成8年10月に大阪府・和歌山県側への公園地域が拡大され、名称が「金剛生駒紀泉国定公園」に改められた。

#### (3) 大和青垣国定公園【昭和45年12月28日指定 面積5,742 ha】

本公園は、昔から青垣山と称せられている奈良盆地の四周を囲む山地のうち、盆地の東部の山並の景観を保護・整備するため指定された公園である。

この公園内及びその周辺には、数多くの古社寺及び古墳が存在し、森林・田園景観とも調和し、良好な自然環境を維持している。

特に、本公園の北端に接する春日山及び本公園南部の与喜山は、高位な暖地性原生林で学術上特に重要である。

土地利用面については、古都保存法・文化財保護法・風致地区条例等の諸法令の規制と重複する地域が多く、総合的な環境の保全に努めている。

#### (4) 室生赤目青山国定公園【昭和45年12月28日指定 面積12,744 ha】

本公園は、鎧岳・屏風岩などの室生火山群、高見山地のブナ及びウラジロモミなどの自然林、倶留

尊高原の草原など優れた自然と景勝地が多い。

また、本公園は林業地帯であるので、特に林道の開設、森林伐採など林業との調整及び地域振興に関連した諸事業との調整が重要である。

#### **(5) 高野龍神国定公園【昭和42年3月23日指定 面積5,156 ha】**

本公園は、伯母子岳・荒神岳及び護摩壇山を中心とする地域で、特に伯母子岳は、モミ・ツガ及びブナの自然林並びにツツジ類の群落が見られ、豊かな自然が展開している。

関係村は、野迫川村及び十津川村であり、林道の開設、森林伐採など林業との調整が重要である。

#### **(6) 県立自然公園**

県立自然公園は、二次的な自然林・人工林などのなかに農耕地及び集落が混在して調和のある良好な自然環境を維持しているが、農林業地帯でもあり、それら生業との調整を図りながら自然環境の保全をすすめている。

##### **① 県立矢田自然公園【昭和42年3月7日指定 面積524 ha】**

本公園は、最高 330 m のなだらかな矢田丘陵が主軸で、豊かな森林に覆われ、都市化がすすむ奈良盆地の中にあつて貴重な里山として自然環境の保全と整備が図られている。

##### **② 県立吉野川津風呂自然公園【昭和47年4月28日指定 面積2,462 ha】**

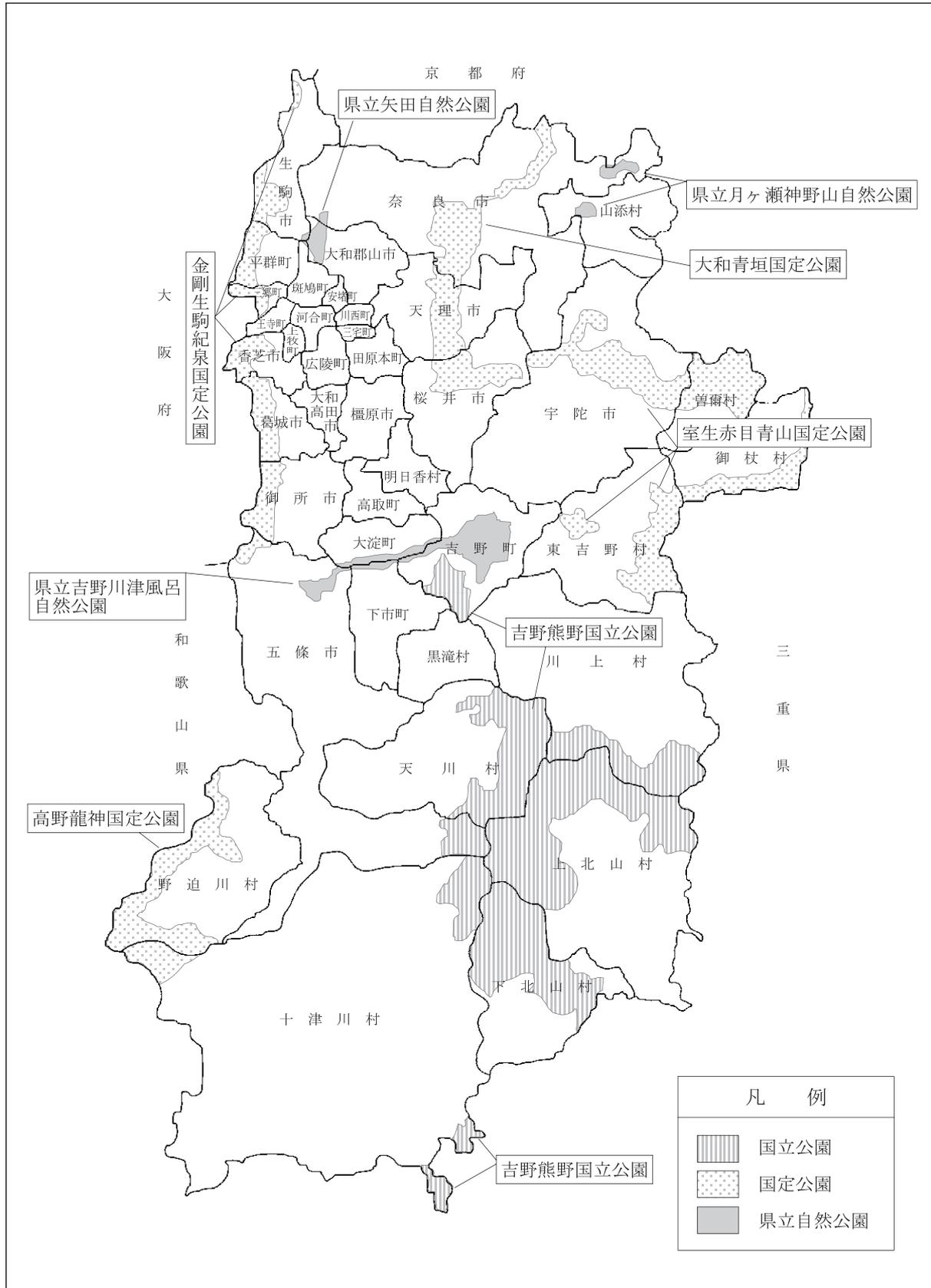
本公園は、海を持たない本県にあつて水辺の公園として、水と親しむことのできる貴重な場所であり、吉野川の清流を保護し、津風呂湖とともに貴重な水辺の景観を保存すべく指定された公園である。

##### **③ 県立月ヶ瀬神野山自然公園【昭和50年7月1日指定 面積507 ha】**

本公園は、梅の名所月ヶ瀬及びつつじの名所神野山を中心として指定されており、自然環境を保護するとともに、多くの人々が自然とふれあう場として利用のため指定された公園である。

図 2-1-1 自然公園地域

(平成 25 年 3 月 31 日現在)



第 2 部  
第 1 章

## 第2 自然環境保全地域及び保全地区等 (自然環境課)

本県の自然環境保全地域及び保全地区等は、表 2-1-1の区分によって、県自然環境保全地域 1ヶ所92 ha、景観保全地区 11ヶ所9,962 ha、環境保全地区 9ヶ所2,680 ha が指定されている。これらの合計は、21ヶ所12,734 ha であり、県土面積の3.5 %を占めている。

保護樹木は、県内に46本を指定している。

表 2-1-1 自然環境保全地域及び保全地区等の区分

区 分	概 要
県自然環境保全地域	高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域、優れた天然林が相当部分を占める森林区域等
景 観 保 全 地 区	森林、草生地、山岳、高原、丘陵、古墳、溪谷、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区
環 境 保 全 地 区	道路の沿道、市街地及びこれらの周辺で良好な環境を保全するために、積極的に緑化等の推進を図ることが必要な地区
保 護 樹 木	由緒・由来のある樹木及び地域住民に親しまれてきた樹木

自然環境保全地域及び保全地区等の指定状況は、図2-1-2のとおりである。

### (1) 玉置山県自然環境保全地域

十津川村に位置する当保全地域は、自然植生ないし自然植生に近いブナ・モミ・ツガ・ミズナラ等の温帯性天然林からなり遷移途上形態を呈している。

また、山頂近くの玉置神社境内には推定樹齢 500年から 600年以上、境内隣接地には推定樹齢200年程度の杉の巨木林を形成している。

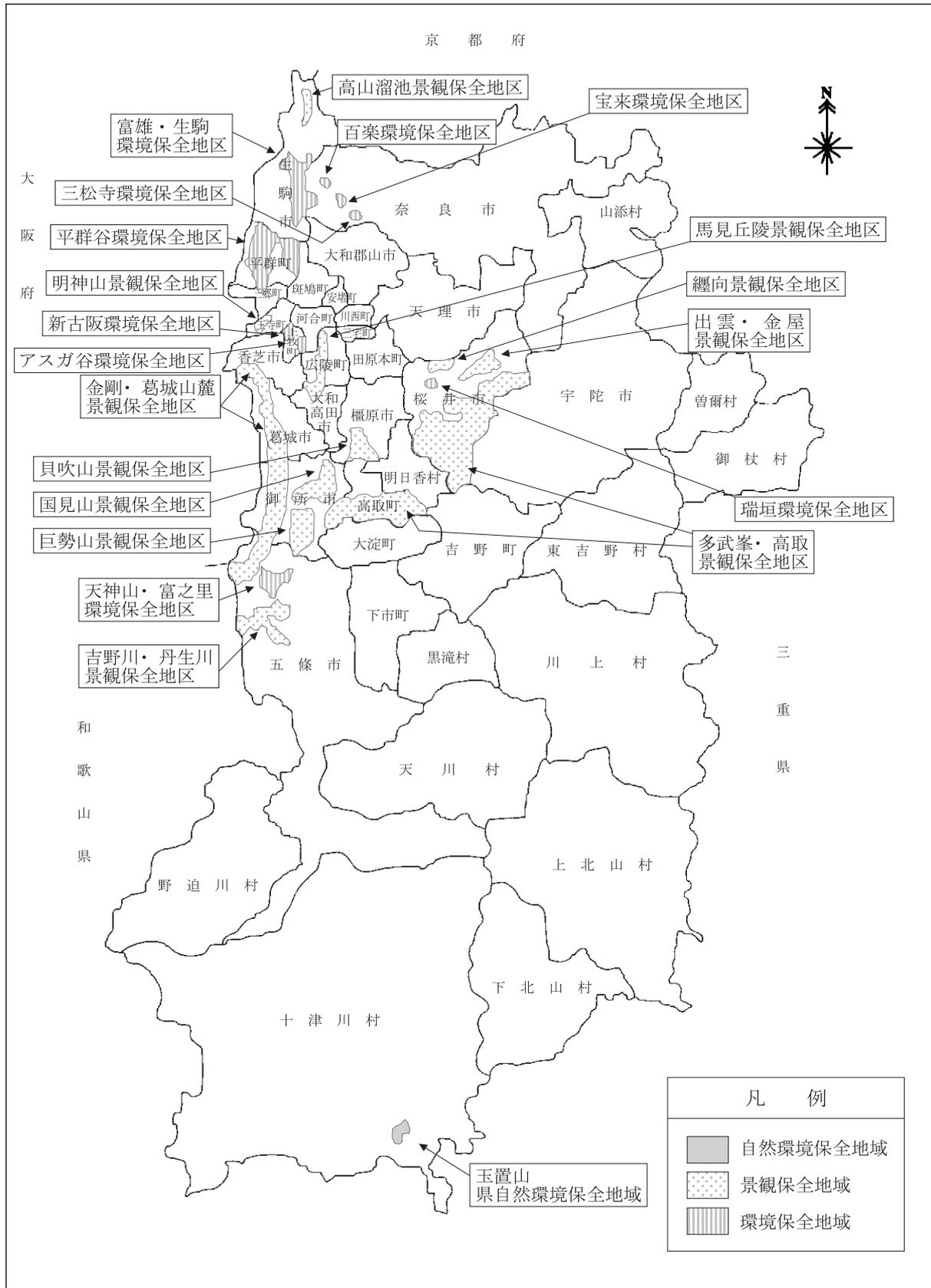
この良好な自然を保護するため昭和 54年 11月に県下で初めての県自然環境保全地域に指定された。

### (2) 保全地区及び保護樹木

県内の自然景観及び良好な環境を保全する目的で、昭和 47年に奈良県自然環境保全条例が制定され、現在、景観保全地区11地区、環境保全地区9地区及び保護樹木46本が指定されている。

図 2-1-2 自然環境保全地域及び保全地区等

(平成 25 年 3 月 31 日現在)



## 第2節 自然公園等の保全対策

### 第1 自然公園及び保全地区等における法的規制 (自然環境課)

自然公園法及び奈良県立自然公園条例による平成24年度中の許認可取り扱い件数は、表2-1-2のとおり185件である。また諸行為のうち工作物の新增改築が142件(77%)を占めていることが特徴的である。

また、平成24年度の奈良県自然環境保全条例に基づく景観保全地区及び環境保全地区内の届出件数は、表2-1-3のとおり240件である。届出のうち、工作物の新增改築が211件(88%)とほとんどを占めている。

表2-1-2 自然公園許認可等件数

#### ① 公園別許可等件数(平成24年度)

自然公園名	件数	備考
金剛生駒紀泉国定公園	50	うち届出1
高野龍神国定公園	16	うち協議6
大和青垣国定公園	47	うち届出2 協議1
室生赤目青山国定公園	22	うち届出1 協議2
県立矢田自然公園	2	
県立吉野川津風呂自然公園	39	うち届出3 協議5
県立月ヶ瀬神野山自然公園	9	
合計	185	

#### ② 行為別許可件数(平成24年度)

行為の種類	件数
工作物の新改増築	142
土地の形状変更	5
木竹の伐採	8
その他	30
合計	185

表 2-1-3 奈良県自然環境保全条例に基づく届出件数（平成 24 年度）

行為の種類	件数
工作物の新改増築	211
土地の形状変更	21
土石の採取	5
その他	3
合計	240

## 第2 大台ヶ原における保全対策（自然環境課）

大台ヶ原はトウヒ群落を主とする「東大台地区」と、ウラジロモミープナ群落を主とする「西大台地区」に大別される。西大台地区は相対的に良好な自然が残されているが、利用圧の増加による自然環境への負荷の増大、利用マナーの低下などによる自然環境への影響が懸念されている。そこで、公園管理者である国（環境省）は、検討協議会等の開催を通じて地元関係者等の利用調整に向けた合意形成を図り、立ち入り規制による利用量のコントロールや質の改善を図ることを目的に西大台利用調整地区の指定を告示し、平成19年9月1日から利用調整を実施している。

## 第2章 多面的機能を持つ森林・農地の保全と活用

### 第1節 森林・農地の現状

#### 第1 森林の現状 (林業振興課)

本県の森林面積は28万4千haで、県総面積36万9千haの77%を占め、うち民有林の面積は27万1千haで森林面積の95%となっており、そのほとんどが私有林である。国有林は13千haと5%に過ぎない。また、本県の民有林のうち人工林面積は16万8千haで人工林率は62%と全国でも高い水準にある。

このように、本県は自然的条件に恵まれ、古くから林業が発達し、紀の川(吉野川)流域を中心として全国的に傑出した林業地帯を形成している。森林は、木材等の生産のみならず、水資源のかん養、県土の保全、自然環境の保全形成、保健・文化・教育的利用、さらには二酸化炭素を吸収し貯蔵する機能など多くの公益的機能を有し、県民の生活に深く結びついている。

本県の森林がもっている機能ごとの面積を森林計画区別に示すと表2-2-1のとおりである。

表2-2-1 機能別の森林面積 (平成25年3月31日現在) (単位千ha)

森林計画区	木材等生産機能	水源かん養機能	山地災害防止機能	生活環境保全機能	保健文化機能	対象となる森林の区域
大和・木津川	63	49	31	32	28	奈良市・大和郡山市・天理市・橿原市・桜井市・御所市・生駒市・香芝市・葛城市・宇陀市・山辺郡・生駒郡(安堵町を除く)・宇陀郡・高市郡・北葛城郡
吉野	66	77	34	6	13	五條市・吉野郡(吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・川上村・東吉野村)
北山・十津川	95	125	48	—	32	吉野郡(天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村)
計	224	251	113	38	74	

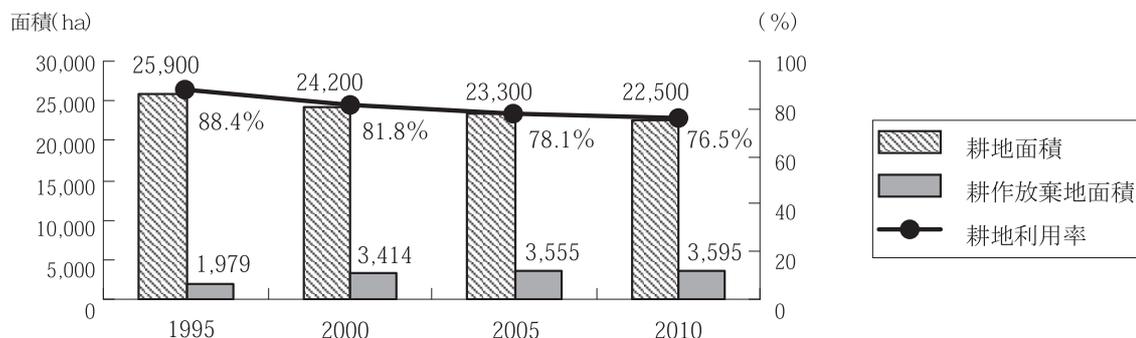
(注) 地域森林計画の対象とする森林である。  
 機能が重複しているものは、それぞれに計上している。  
 計と内訳が一致しないのは四捨五入によるものである。

#### 第2 農地の現状 (地域農政課)

2010年度の農林業センサス等によると、図2-2-1のとおり、本県の耕地面積は22,500ha、耕作放棄地面積は3,595ha、耕地利用率は76.5%となっている。15年前の1995年度に比べると、耕地面積が約13%減少し、耕作放棄地面積は約1.8倍になっている。農地には、自然環境の維持、農村景観の

形成などの多面的な機能があるため、耕作放棄地の解消・活用は県政の喫緊の課題となっている。

図 2-2-1 耕地耕作放棄地面積及び耕地利用率の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」、「作物統計調査」

## 第2節 適切な森林管理・整備の推進

近年、都市化の進展や県土の開発などに伴って、良好な生活環境の保全形成、水資源のかん養など森林の持つ公益的機能に対する要請が一段と高まっている。

このような中で、本県においては、保安林の整備、森林造成事業や治山事業の推進、放置林対策、森林病虫害の防除、林野火災の防止及び林地の開発規制等の森林保全対策を積極的に実施し、健全な森林の維持造成に努めている。また、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、22年度に奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例を制定した。

### 第1 適切な森林管理 (林業振興課)

24年度は、森林整備地域活動支援交付金を14市町村に交付し、森林施業の実施に必要な森林経営計画の作成促進、作業路網の改良活動などの地域活動を支援した。

### 第2 放置林対策 (森林整備課)

施業放置林の減少を図るため、県では施業放置林を調査し、その所有者に対して森林整備に活用できる各種制度の紹介や、森林が担っている多様な公益的機能についての普及活動を行う「施業放置林解消活動推進事業」を行っている。24年度は20市町村で施業放置林整備マネージャー43名を選任し、施業放置林の調査と森林整備の普及啓発等を行った。また、施業放置林について、その森林所有者と県及び市町村が協定を締結し、強度な間伐等を実施する「施業放置林整備事業」では、20市町村で1,003haの整備を実施した。

一方、放置された里山林については、24年度、15市町村の19箇所において、NPOやボランティア団体による県民参加の森づくりを実施し、里山地域における優れた景観の回復に努めた。

### 第3 森林造成事業及び治山事業 (林業振興課・森林整備課)

森林の有する多面的機能の持続的発揮と、林業が主要産業である農山村経済の活性化を図るため、木材生産林育成整備事業により間伐や下刈り等の森林整備を促進している。24年度は、造林8ha、間伐1,344ha、枝打ち271ha、下刈り53haの整備を支援した。

治山事業では山地に起因する災害から住民の生命・財産を保全し、また、水源の涵かん養、生活環境の保全・形成等、国土保全対策のため24年度に、山腹崩壊地や荒廃した溪流を復旧・整備するため山地治山事業を4箇所、森林の多様な機能が低下している保安林の整備を6箇所、水源涵養機能の回復や増進のための森林整備を5箇所実施した。

### 第4 森林病虫害等の防除 (森林整備課)

森林資源の保続及び県民の生活環境、自然環境等の公益的に重要な松林を対策対象森林と位置づけ、これら松林を保全するため、樹幹注入、伐倒駆除等の事業を実施している。24年度の実績は、樹幹注入55本、伐倒駆除212m<sup>3</sup>である。

また、上記の対策対象森林区域外の松林においては、風致上保全すべき松林に対し樹幹注入を行うことにより、松くい虫被害の拡大を抑制し、松林の保全を図っている。24年度の実績は、樹幹注入205本である。

さらに、平成22年度より発生しているナラ枯れについて、平成24年度は、航空機を使用した被害調査を行うとともに、伐倒くん蒸27.62m<sup>3</sup>、ビニール被覆1,263本を行う等被害拡大を防ぐ対策を講じている。

## 第3節 県産材需要の拡大

### 第1 奈良県地域材認証制度の普及支援 (奈良の木ブランド課)

林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、県産材の需要拡大を図ることが重要であることから、消費者の求める品質・性質を備えた県産材の安定的な供給を目的として林業・木材業界が実施する「奈良県地域材認証制度」の普及のため、認証材の展示会等の取り組みに支援したほか、認証材を使用した新築住宅への助成を実施した。

### 第2 県産材生産促進事業 (林業振興課)

間伐材の安定供給を図るため、利用伐期となった未利用間伐材の搬出に要する経費の一部助成を実

施した。

### 第3 木材の新利用技術・森林林業技術の開発 (森林技術センター)

地域の林業や林産業を活性化させるため、木材生産コストを低減させ木材を安定的に供給するための効率的な搬出技術に係る調査を行った。

また、木材の需要拡大を図るため、木質耐力床などの新たな住宅資材の研究開発を行うとともに、それらの材料となる木材の適切な高温乾燥条件の検討などを行った。

さらに、研究機関や民間企業等との共同研究や受託研究及び技術指導などの実施により、木材の利用促進に向けた新たな生産技術の開発を支援した。

## 第4節 農村環境の保全と利用

県では、農地の持つ多面的機能の維持・増進や良好な田園空間の形成を図るため、農業者だけでなく、都市住民等多様な主体の参画による農地の活用や保全を図る事業を行い、遊休農地の解消・活用を進めている。

### 第1 担い手の確保 (地域農政課)

県では、農地の流動化や農作業受委託を円滑に促進するため、JAが中心となって行っている担い手バンクシステムを支援している。

これは、農業経営の規模拡大や、農作業の受託を望んでいる農家（受け手農家）と、奈良県内に所有する農地の維持管理に困っている人（出し手農家）を登録し、お互いの出会いをサポートするもので、平成24年には600アールのマッチングが行われた。

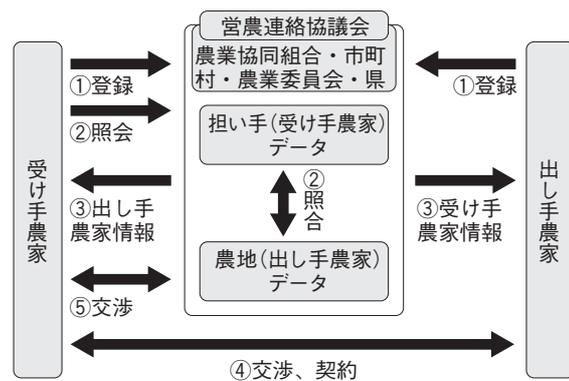


図2-2-3 担い手バンクシステムの概要

また、平成21年6月の農地法等の改正により、平成21年12月15日以降は、市町村農業委員会が農地法第3条第2項第5号に規定する「別段の面積」を総会又は農地部会で議決し、定めた別段の面積を公示することで、原則50アールとされている農地の権利取得にあたっての下限面積を地域の実情に応じ弾力的に緩和できることになったため、この制度を活用し新たな担い手の育成、遊休農地の解消と発生防止を図っている。平成24年度には、32市町村において下限面積が緩和されている。

## 第2 中山間地域等直接支払制度などの活用 (地域農政課、農村振興課)

中山間地域等では、過疎化・高齢化が進行する中、平地地域と比べ農業の生産条件が不利な地域があることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている。このため、農業生産活動等を通じ、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、農業生産活動等を行う農業者等に対し直接支払いを実施している。24年度は14市町村において、320件の集落協定が締結され、2,757haの農用地での農業生産活動等が維持された。

また、中山間地域における土地改良施設の多面的機能の良好な発揮を図る「奈良県中山間ふるさと保全基金」により、農村の魅力をPRし、都市農村交流を推進する「農山村まるごと収穫体験&ウォーク」、生態系や環境に配慮した農業基盤整備事業の重要性をPRする「田んぼ水族館」などを実施している。

## 第3 農村資源の保全対策 (地域農政課)

農業の持続的発展と多面的機能の発揮を図り、農業及び農村の基盤となる農地・農業用水・農村環境等の資源を将来にわたり適切に保全管理する施策体系の構築に向け、その質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、農業者だけでなく、地域住民等多様な主体の参画を得て、地域ぐるみの共同活動を支援する「農地・水保全管理支払」を実施しており、24年度は、14市町村において131活動組織で3,815haの農地及び農業用施設が保全管理された。

併せて、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化を図るための活動への支援を上乗せしており、24年度は、11市町村96活動組織で取組が行われた。

## 第3章 多様な生物の保全

### 第1節 野生鳥獣の保護管理 (森林整備課)

野生鳥獣については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣保護法」という。)に基づく鳥獣保護事業計画を策定して、保護を図っている。中でも、野生鳥獣保護の重要な拠点となる鳥獣保護区は、第11次鳥獣保護事業計画(24年度～28年度)に基づいて既設保護区の内容充実を図るとともに、必要と認められる地域については設定期間を更新した。その結果、24年度末現在における鳥獣保護区は21ヶ所、38,548 ha(県土の10.4%)である。

鳥獣保護法に基づく狩猟等規制区域の区分は、表2-3-1のとおりである。

表2-3-1 鳥獣保護のための規制区域の区分

区 分	概 要
鳥 獣 保 護 区	鳥獣の保護繁殖を図る地区であり、国又は都道府県が、区域内の土地又は立木竹に鳥獣の生育や繁殖に必要な営巣、給水、給餌等の施設を設けることができる。
特 別 保 護 地 区	鳥獣保護区のうち、鳥獣の生育や繁殖を図るため、特に保護が必要な地区であり、保護繁殖に影響を与えるような水面埋立、立木竹伐採、工作物設置等の行為に許可制を採っている。
休 猟 区	一定の地域において、狩猟鳥獣が減少し、その増加を図るために、3年以内の期間を定めて設定される区域。
特定猟具使用禁止区域	危険予防等のため、特定の猟具を指定し、その使用を禁止する区域。
特定猟具使用制限区域	危険予防等のため、知事の承認がなければ指定された猟具を使用した狩猟ができない区域。
鉛 散 弾 規 制 地 域	水鳥の中毒事故を防止するため、鉛散弾による狩猟を規制した地域。
その他の鳥獣捕獲禁止区域	公道・自然公園法第14条1項の特別保護地区・都市公園・原生自然環境保全地域・社寺境内・墓地は、自然環境の保全・危険予防・社会秩序の維持などの観点から捕獲等は一般的に禁止される。

(※ 各区域の指定状況は資料編 表2-3-1～5のとおり)

県では、野生動物の保護のため、毎年1月中旬に行うガン・カモ類の生息数調査など、各種の調査を実施し、生息状況の把握に努めている。また、野生動物保護活動の様々な啓発事業も行っており、24年度は野生生物保護モデル校を10校指定したほか、野鳥観察会の開催、愛鳥週間のポスター募集等を実施した。また、傷病等により自力で生息できなくなった野生鳥獣を保護し、適切に治療を行い自然に復帰させる「傷病鳥獣保護活動」により、24年度は鳥類169個体、獣類20個体の保護・治療等を行った。

なお、これらの保護対策の実施によって野生動物の保護が図られているが、一方では農林業に被害を与える野生動物の増加も避けられないため、住民生活及び農林産物等に対する野生鳥獣による被害

の防止・軽減を目的として、市町村が駆除隊（猟友会各支部）を編成して有害鳥獣捕獲を行う経費を支援している。24年度は奈良市、大和郡山市、天理市をはじめ、26の市町村において実施した。

## 第2節 大切にしたい野生動植物の保護（自然環境課）

県では、地域の自然特性を明らかにし、県民の郷土愛の高揚や自然保護思想の普及啓発を図るため、平成15年度から5ヶ年の間調査を実施し、奈良県版レッドデータブック（平成17年度脊椎動物編、平成19年度植物・昆虫類編発刊）を作成した。

平成20年度には保護施策の枠組みである「奈良県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、平成21年度に「奈良県希少野生動植物の保護に関する基本方針」を策定した。この基本方針に従って、条例に基づく「特定希少野生動植物」として12種（動物5種、植物7種）を指定し、特定希少野生動植物ごとに「保護推進指針」を定めた。また、条例の内容を広く県民に啓発・普及するため、リーフレットの作成・配布や出前講座を実施した。

平成22年度には「特定希少野生動植物ニッポンバラタナゴ保護管理事業計画」を策定し、平成23年度からニッポンバラタナゴの保護管理事業を実施している。平成24年度には「特定希少野生動植物カスミサンショウウオ保護管理事業計画」を策定した。また、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画として、「生物多様性なら戦略」を策定した。



図2-3-1 ニッポンバラタナゴ

## 第3節 水辺の生物の保全（河川課）

県では、河川環境の整備にあたっては、瀬や淵をつくり、流れに変化をもたせ、それぞれの区間でその川らしい植生となるよう水辺や護岸の緑化を図るなど、人と自然の共存を念頭に、自然な川の流れを基本として、多様な生物が生息・生育できるような多自然の河川環境づくりを行っている。24年度には、自然豊かな河川延長距離は92.43 kmとなっている。

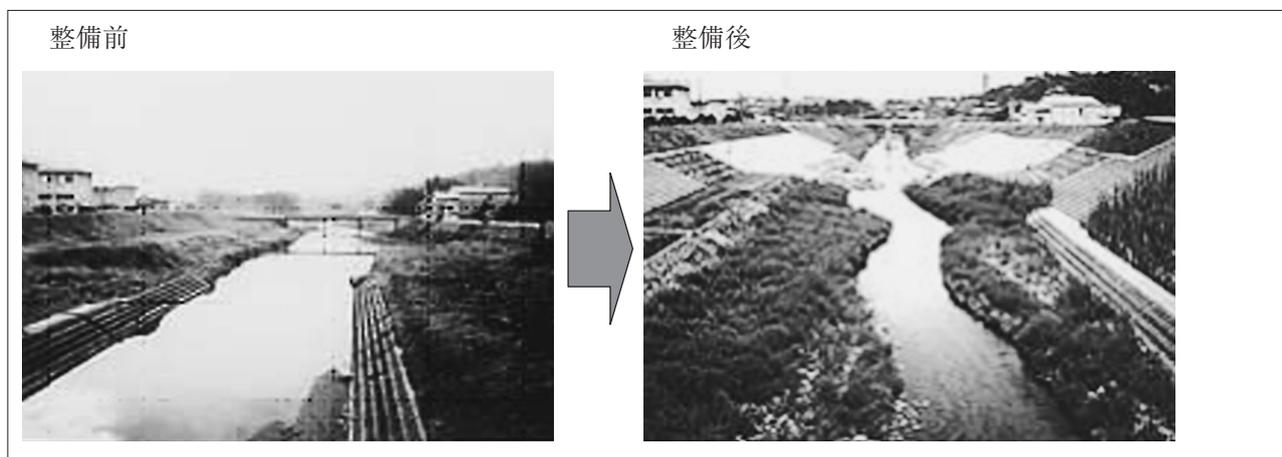


図2-3-2 多自然の河川環境づくりの例

## 第4章 自然と人とのふれあいの推進

### 第1節 ふれあいの場づくり

#### 第1 自然公園の施設整備 (自然環境課)

県では、自然公園を活用した県民の自然とのふれあいを促進するために、拠点施設、歩道、トイレなど利用者に必要な施設の整備を進めている。

24年度は、近畿自然歩道の公衆トイレ1ヶ所の再整備(香芝市)、県立矢田自然公園の水道給水管の更新(大和郡山市)などを行った。



図2-4-1 自然公園の施設整備事例 (写真は近畿自然歩道屯鶴峰公衆トイレ整備)

#### 第2 里山林の整備 (森林整備課)

身近な里山林が自然とふれあう場として、また緑が心にうるおいをもたらす場として評価が高まっている。県では、このような里山林に対する意識の高まりにこたえるために、NPOやボランティア団体の協力を得て、里山林の景観や機能を回復するための整備を進めている。

24年度は、15市町村の計19箇所で事業が実施され、二次林8.76ha、竹林3.90haの整備が行われた。

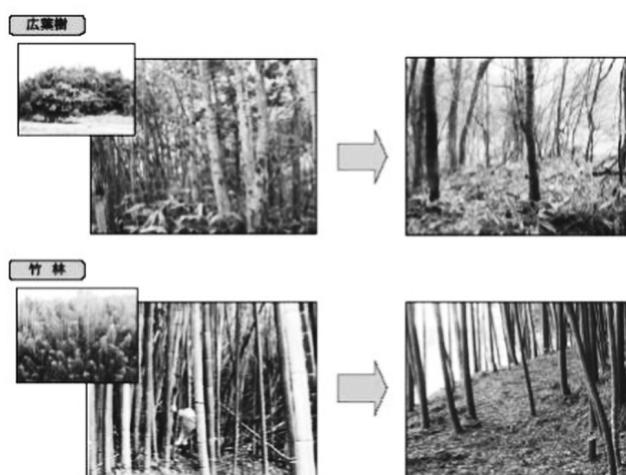


図2-4-2 里山林整備の事例

### 第3 森林とのふれあい推進事業 (森林整備課)

多彩で豊かな森林の魅力を感じ、森林に親しむ気持ちを深めるために、「地域の特性を活かした魅力づくり」・「奈良の景観づくり」を推進する。

環境の基盤である森林を、「森林内への立入利用（ふれあい）」や「眺望活用（眺める）」を目的として整備し、地域の活性化にも寄与する。

24年度は、7市町村に委託し、散策路の整備、彩りのある樹木の植栽、不要木竹の伐採等の整備を行った。

### 第4 親水空間の整備 (河川課、農村振興)

県では、市街地を流れる河川においては、河川の維持管理にあたり、階段護岸、広場、散策路等を整備するなど、川に興味を持ち川に近づき、川で遊び、川に親しむことができる環境づくりを行っている。

また、農村地域に存在する水路、ため池、ダムなどの農業水利施設の整備と一体的に水辺を活用した親水・景観施設の整備を実施している。

## 第2節 ふれあいの機会づくり

### 第1 山の日・川の日普及啓発事業 (森林整備課)

県では、森林とのふれあい体験を通して、県民参加の森づくりの輪を広げることを目的として、18年度から夏休み期間を「山と森林の月間」と定め、さらに20年度から7月第3月曜日を「奈良県山の日・川の日」とする条例を制定し、県民に森林の大切さや木を使うことへの理解を深めてもらう体験学習や展示による普及啓発イベントを実施している。

24年度は、23年度に引き続き県立野外活動センター、川上村の森と水の源流館及び山幸彦のもくもく館において「森林体験 山もり・てんこ森」を実施し、参加者が木工クラフトや丸太切りなどを体験した。

### 第2 都市と農山村の交流 (農村振興課)

県では、都市部の住民が農山村の自然や、地域の人々とふれあう機会を確保するため、都市と農山村の交流の一環として、グリーン・ツーリズムを推進している。24年度は、農業体験メニュー等を情報発信するためホームページを充実すると共に、農村資源を活用した取り組みに対する情報交換会（参加者200名）を行った。

### 第3 ふれあいのための情報提供等 (環境政策課)

県の環境情報サイト「エコなら」等において、県主催のものだけでなく、民間団体等が主催する自

然とふれあうイベントの開催情報などを広く集めて掲載することで、地域における取り組み状況の発信を行っている。

## 第3節 ふれあいのための人づくり

### 第1 森林環境教育指導者の養成（教育研究所、森林整備課）

県では、18年度から導入された森林環境税を活用し、教員や森林ボランティア、県民を対象とした森林環境教育の幅広い指導者養成研修を行っている。

教員向けには、森林体験学習を実施できる指導者となる教員の養成を目的とした「教員現地研修」を実施し、24年度は7回、計593人が参加した。学校教育以外での森林環境教育では、基本的な指導者養成研修や実技中心の体験型研修などを内容とする「指導者養成セミナー」を実施しており、24年度は延べ12回、計115人が参加した。

### 第2 自然公園指導員の活用（自然環境課）

県では、自然公園の保護とその適正な利用の推進のため、県に協力して、自然公園利用者に対し公園利用の際の遵守事項、マナー、事故防止等の必要な助言及び指導を行う奈良県自然公園指導員の指導育成を行っている。また、環境省では国立・国定公園の適正な管理を行うため、自然公園指導員を委嘱しており、あわせて本県では68名の指導員が活動している。これらの指導員は、県内の自然公園の利用者に対しマナー指導、自然公園のパトロールを行っている。

## 第5章 優れた歴史的文化遺産の保護と活用

我が国の古代国家の中心地であった奈良県は、飛鳥・藤原・平城の宮跡をはじめとして、古墳等の遺跡や古社寺など数多くの文化遺産が県内に散在し、その数は1万ヶ所を越えるといわれている。本県は、世界に誇る貴重な文化遺産の宝庫であり、これらの文化遺産を保存活用していくためには、古来から継承されてきた良好な環境、歴史的風土の維持を図らねばならない。

### 第1節 歴史文化への誇りと継承

#### 第1 文化財の保護 (文化財保存課)

県内の文化財の指定件数は、資料編表2-5-1～3のとおりである。建造物の国宝並びに史跡・名勝・天然記念物など記念物の国指定件数は、全国第1位である。県では、文化財保護法や文化財保護条例に基づき指定・登録された文化財の現状調査や管理、修理指導を行うほか、新たな文化財指定に向けた調査を行い、文化財の保護を行っている。(資料編表2-5-4参照)

#### 第2 世界遺産の保存管理等 (文化振興課、文化財保存課)

本県では、平成5年に「法隆寺地域の仏教建造物」が、平成10年に「古都奈良の文化財」が、また平成16年に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産条約に基づく文化遺産として登録され、国内で唯一、県内に3つの世界遺産を持つ県となっており、これら世界遺産の適正な保存管理を行っている。平成21年度には、「紀伊山地の霊場と参詣道」登録5周年を記念し、文化遺産の保存と活用のあり方について世界遺産フォーラムを開催した。

なお、世界遺産暫定一覧表に記載されている「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」については、県内4番目の世界遺産登録に向けて、関係市村と連携した取り組みを行っている。

### 第2節 地域の活性化への活用

#### 第1 伝統的なまちなみ及び文化的景観の保存 (文化財保存課)

城下町、宿場町、門前町などの歴史的な集落・町並みは市町村が都市計画もしくは条例により伝統的建造物群保存地区に指定しているが、その中でもさらに価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として国が選定している。県内での選定された地区は、橿原市今井町(平成5年)、宇陀市松山地区(平成18年)、五條市新町地区(平成22年)の3地区である。

また、平成23年9月には、明日香村飛鳥川上流域が、地域独特の集落景観や棚田形成の景観から、地形に即して営まれてきた居住の在り方と、農業を中心とした生業の在り方を示す価値の高い文化的景観として、「奥飛鳥の文化的景観」として重要文化的景観として選定された。

## 第3節 活用ネットワークの構築

### 第1 自転車の利用促進 (道路環境課)

県では、広域的な周辺観光を促し、県内における滞在型観光の拡大による観光振興や地域活性化を目指すとともに、県民の健康増進や環境にやさしいまちづくり等を進めるため、平成 22年 12月に「奈良県自転車利用促進計画」を策定した。

本計画では、周遊観光を楽しむために、大和平野だけでなく、山間地域も含む約 600 kmの広域的な自転車利用ネットワークを設定し、案内誘導及び注意喚起サインの設置や段差解消等に取り組んでいる。

また、幅広い利用者が快適に自転車を楽しめる環境を創出するため、利用者の利用レベルに応じたサービスの充実を図ることとしており、「宿泊施設と連携したおもてなしサービス」、「広域乗り捨て型レンタサイクル」などに取り組んでいる。

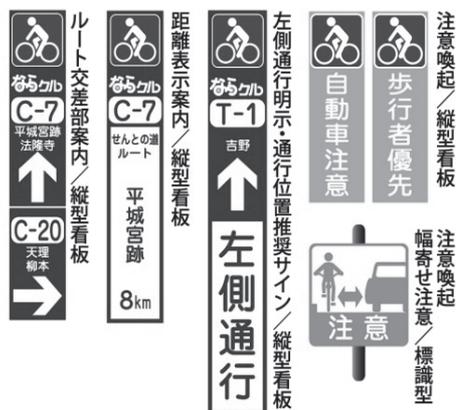


図2-5-2 サイン整備のイメージ



図2-5-4 斑鳩町 法起寺付近



図2-5-3 案内誘導サイン整備事例

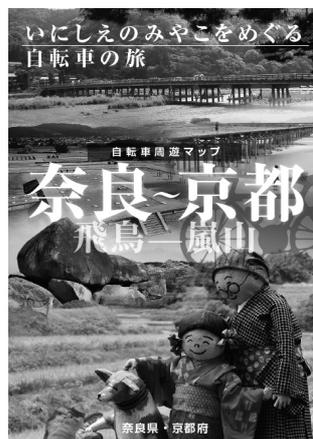


図2-5-5 京都府と連携した広域マップ



## 第 3 部

# 快適・安全な生活環境の創造

# 第1章 優れた歴史的文化遺産の保護と活用

## 第1節 歴史文化と一体となった魅力ある緑地の創出

### 第1 風致地区等の指定 (風致景観課)

#### (1) 風致地区

歴史的に重要な文化遺産を数多く有する本県においては、その文化遺産とそれを取り巻く良好な自然環境を保全するため、表3-1-1のとおり県土の3.35%について風致地区指定を行っている。

(資料編3-1-1~4 参照)

表3-1-1 風致地区

(平成25年3月31日現在)

市 町 村 名	市 町 村 名	地区名面積 (ha)	指 定 年 次
奈 良 市	春 日 山	2,801.8	昭 和 45 年
	佐 保 山	488.8	昭 和 45 年
	平 城 山	576.0	昭 和 57 年
	あ や め 池	413.2	昭 和 45 年
	西 の 京	200.5	昭 和 45 年
	富 雄	247.6	昭 和 45 年
大 和 郡 山 市	郡 山 城 跡	67.0	昭 和 45 年
	矢 田 山	411.0	昭 和 45 年
生 駒 市	生 駒 山	1,010.0	昭 和 47 年
橿 原 市	耳 成 山	40.4	昭 和 45 年
	香 久 山	109.0	昭 和 46 年
	畝 傍 山	173.0	昭 和 46 年
	藤 原 宮 跡	48.9	昭 和 45 年
斑 鳩 町	斑 鳩	628.4	昭 和 45 年
天 理 市	山 の 辺	1,338.0	昭 和 45 年
明 日 香 村	明 日 香	2,418.0	昭 和 55 年
桜 井 市	三 輪 山 之 辺	835.6	昭 和 45 年
	鳥 見 山	423.1	昭 和 45 年
	磐 余	148.2	昭 和 45 年
計	19 地 区	12,378.5	

(注) この表における指定年次は、最終の変更新年次である。

#### (2) 歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存区域

わが国往時の政治・文化の中心地として、歴史上重要な地位を有する古都としてのユニークな自然環境を保存するため、昭和41年に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(以下「古都保存法」という。)が公布施行された。この法律に基づき、わが国の歴史上重要な意義を有する建造物・遺跡等が、それを取り巻く周辺の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、形成している土地を歴史的風土保存区域(以下「保存区域」という。)として、さらにこの区域の中で特に重要な地域については、歴史的風土特別保存地区(以下「特別保存地区」という。)として指定されている。

また、昭和 55年には「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備に関する特別措置法」(以下「明日香村特別措置法」という。)が公布施行され、明日香村全域がこの特別保存地区として指定されるに至った。

現在、本県の歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区は、表3-1-2の区分によって、4市1町1村に指定されている。(資料編表3-1-5 参照)

**表 3-1-2 歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の区分**

区 分	概 要	根 拠 法
歴史的風土保存区域	歴史上重要な意義を有する建造物・遺跡等が、周囲の自然的環境と一体となして古都における伝統と文化を具現・形成している区域	古 都 保 存 法
歴史的風土特別保存地区	歴史的風土保存区域の中で特に枢要な地区	
明日香村	第1種歴史的風土保存地区	明日香村歴史的風土特別保存地区の中で、特に枢要な地区
	第2種歴史的風土保存地区	第1種歴史的風土保存地区を除く明日香村全域
		古 都 保 存 法 明日香村特別措置法

保存区域内では、建築物その他の工作物の新築・改築又は増築、宅地の造成、土地の開墾その他の土地形質の変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立て又は干拓、屋外における土石・廃棄物又は再生資源の堆積の行為を行う際には、知事へ事前の届出が必要であり、また、現状維持を目的としている特別保存地区内においては前記の行為に加えて建築物その他の工作物の色彩の変更、屋外広告物の表示又は掲出の行為を行う場合には、事前に知事の許可を受けなければならない。特に全域が特別保存地区に指定されている明日香村においては、地域の特性に応じて二段階規制がなされている。

なお、保存区域及び特別保存地区の指定状況は、表3-1-3 と表3-1-4 のとおりである。

(資料編表3-1-6~8 参照)

**表 3-1-3 歴史的風土保存区域**

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

市 町 村 名	地 区 名	面 積 (ha)	指 定 年 次
奈 良 市	春 日 山	1,743	昭 和 41 年
	平 城 宮 跡	919	昭 和 57 年
	西 の 京	114	昭 和 41 年
斑 鳩 町	斑 鳩	536	昭 和 41 年
天 理 市	石 上 三 輪	1,060	昭 和 42 年
桜 井 市	石 上 三 輪	836	昭 和 42 年
	鳥 見 山	242	昭 和 42 年
	磐 余	148	昭 和 42 年
橿 原 市	大 和 三 山	426	昭 和 46 年
計		6,024	

(注) この表における指定年次は、最終の変更新年次である。

表3-1-4 歴史的風土特別保存地区

(平成25年3月31日現在)

市 町 村 名	地 区 名	面 積 (ha)	指 定 年 次
奈 良 市	春 日 山	1,329.0	昭 和 57 年
	平 城 宮 跡	419.0	昭 和 57 年
	山 陵	17.0	昭 和 42 年
	聖 武 天 皇 陵	5.0	昭 和 57 年
	唐 招 提 寺	29.0	昭 和 42 年
	薬 師 寺	10.0	昭 和 42 年
斑 鳩 町	法 隆 寺	80.9	昭 和 42 年
天 理 市	石 上 神 宮	29.7	昭 和 43 年
	崇 神 景 行 天 皇 陵	52.5	昭 和 43 年
桜 井 市	三 輪 山	304.0	昭 和 43 年
橿 原 市	香 久 山	48.0	昭 和 43 年
	畝 傍 山	126.0	昭 和 43 年
	耳 成 山	16.0	昭 和 43 年
	藤 原 宮 跡	22.0	昭 和 43 年
明 日 香 村	飛 鳥 宮 跡 第 一 種 歴史的風土保存地区	105.6	昭 和 55 年
	石 舞 台 第 一 種 歴史的風土保存地区	5.0	昭 和 55 年
	岡 寺 第 一 種 歴史的風土保存地区	7.5	昭 和 55 年
	高 松 塚 第 一 種 歴史的風土保存地区	7.5	昭 和 55 年
	明 日 香 第 二 種 歴史的風土保存地区	2,278.4	昭 和 55 年
計		4,892.1	

(注) この表における指定年次は、最終の変更年次である。

## 第2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園等の整備 (公園緑地課・平城宮跡事業推進室)

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園は、都市公園法第2条第1項第2号の「(ロ)国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地」に基づく公園（ロ号国営公園）で、文化的資産の保存・活用を目的とした国営公園である。そのうち「飛鳥区域」においては、現在、石舞台・高松塚周辺・祝戸・甘檜丘の4地区が供用されており、キトラ古墳周辺地区が現在整備中である。

また、特別史跡平城宮跡については、平成20年度から「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域」として、整備に着手されている。

なお、橿原市では古墳を利用した観光振興の拠点となる都市公園の整備の一環として、植山古墳公園の整備を進めている。

## 第2節 憩いのある緑の空間の創造

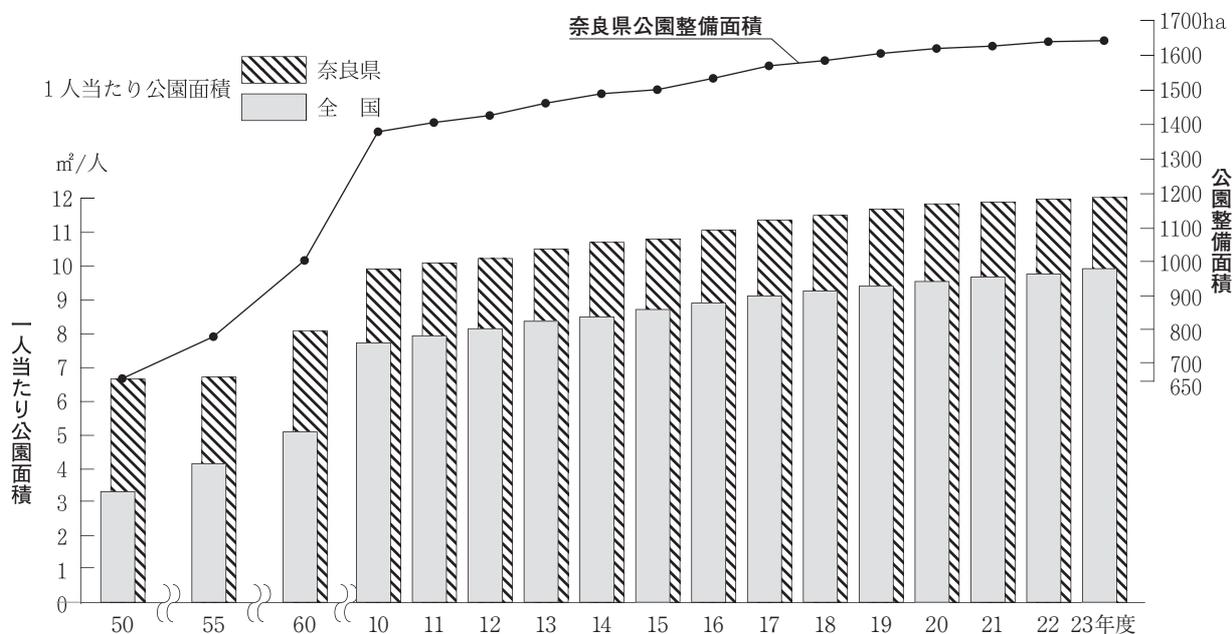
### 第1 本県における都市公園の現況 (公園緑地課)

人々の生活環境と密接な関わりを持つ、身近な緑の代表として都市公園があげられる。都市の中に緑とオープンスペースを確保する都市公園は、都市で生活する人々の憩いの場、レクリエーションの場であり、都市景観を潤いのあるものにする。また、騒音などの公害の緩和に役立ち、災害時の避難地ともなるなど、都市の生活環境として欠かすことのできないものである。

本県の都市公園の平成23年度末の状況を見ると、全体では2,230箇所、総面積1,655.62haであり、県民1人当たりの面積は12.02㎡/人(平成23年度末全国平均9.84㎡/人)となっている。

(資料編表3-1-9参照)

図3-1-1 都市公園整備の推移



### 第2 代表的な都市公園整備事業 (公園緑地課・奈良公園室)

#### (1) 奈良公園

奈良公園は明治13年(1880年)に開設され、市街地に隣接しつつ、周辺の社寺と一体となった都市公園である。世界遺産である「古都奈良の文化財」をはじめとして、数多くの自然、歴史・文化、公園資源とそれらが融合した独特の風致景観を有している公園で、年間1,000万人以上の来訪者が訪れる日本を代表する観光地である。

#### (2) 浄化センター公園(平成26年7月に「まほろば健康パーク」に名称変更予定)

老朽化の進んでいた浄化センター公園を、健康増進施設、競技施設、管理施設及び公園機能施設

として再整備し、維持管理・運営する事業に平成 23年度 10月に着手した。あらゆる年齢の誰もがいつでも気軽に健康増進に利用できる県民スポーツの中核的施設、県内の水泳競技の拠点施設とするとともに、公園全体に四季を感じ和んでいただける植栽、多くの人が憩える緑陰やベンチを設ける等により、自然を感じ、憩いあふれる公園とすることをめざしている。再整備の完了は、平成 26年7月を予定している。

### (3) 馬見丘陵公園

馬見丘陵公園は、わが国有数の古墳群と良好な自然環境を活用した「古墳と花と野鳥のとびかう公園」をコンセプトに昭和 59年に事業着手し、平成 24年度に全面開園した。今後は、園内の歴史遺産や自然環境に親しむ利用に加え、イベント等の開催による中南和の賑わいの拠点として、また、花と緑に関する講習会の充実やボランティアの育成等により、「花の都・奈良」づくりを推進する中核施設として活用する。

## 第3節 緑を育てる仕組みづくり

### 第1 県民への意識啓発（協働推進課、農業水産振興課）

県では、「全国都市緑化ならフェア」等をとおして県内各地で醸成された、花と緑を育てる活動が定着・発展することを目的として、地域での花いっぱい運動を支援するための活動団体を募集した（平成 24年度事業実施）。

### 第2 事業者等への意識啓発（環境政策課）

県では、オフィスで積極的に地球温暖化防止をはじめとする環境保全に取り組む事業所を「エコオフィス宣言」事業所として登録しているが、その取組項目に「緑化推進」を設け、民間施設における緑化を促進している。24年度は登録事業所の約25%が緑化推進に取り組んでいる。

## 第4節 市街地内農地の活用（地域農政課、都市計画室）

近年、都市住民と農村の交流、レクリエーション等の余暇活動として行う農作物の栽培、農作業を通じた教育や福祉等に活用する場として、遊休農地等を活用して市町村やJAが開設する市民農園の数が年々増加している。市民農園開設状況調査によると、「特定農地貸付法」又は「市民農園整備促進法」に基づく24年度末現在の県内開設数は35であり、うち市街化区域内では7ヶ所に開設されている。

また、市街化区域内にある保全すべき農地については「生産緑地」に指定し、農業生産活動に裏付けられた農地の緑地機能の保全を図っている。

## 第2章 奈良らしい景観の保全と美しい都市景観の保全と創造

### 第1節 歴史的景観の形成

#### 第1 緑の保全対策パトロール (風致景観課)

無秩序な開発による自然環境の破壊を防ぐため、主として風致地区及び歴史的風土特別保存地区における違反行為の早期発見・是正指導を目的として、毎月2回のパトロールを行っている。24年度の指導件数は、174件である。

#### 第2 歴史的風土保存のための買い入れ地の保全 (風致景観課)

県では古都保存法及び明日香村特別措置法に基づき、歴史的風土の保存上必要と認められるものについては申し出によって当該土地を買い入れている。この買い入れ地について、史跡地周辺、沿道沿いにおいて景観づくりを進めるため、草刈・樹木のせん定を行うほか、菜の花等の景観作物の栽培や樹木の植栽を行った。24年度は48箇所においてNPOとの協働による景観づくりを進めた。  
(※歴史的風土特別保存地区における土地買い入れ実績は、資料編表3-1-8参照)

#### 第3 電線類の地中化推進 (道路環境課)

県では、歴史的景観や都市景観の向上等を目的として、電線類の地中化を推進している。特に、歴史的景観保存地区、主要な観光拠点へのゲートウェイとなる区間や市街地の幹線道路等を中心として整備を行っており、24年度末時点で累計49.9kmの無電柱化整備を行った。

### 第2節 田園・里山景観の形成

#### 第1 棚田の景観保全 (農村振興課)

県では、地域独特の地形からおりなされる棚田の美しい景観を保全するため、「棚田地域水と土保全基金」を活用して棚田地域保全のための支援体制を構築し、持続的な棚田地域の保全を図っている。24年度は、棚田や地域資源の大切さをPRするため、田んぼの水族館や農村や都市の住民と共に農村景観を保全するための棚田ボランティア活動を実施した。

#### 第2 里山の景観保全 (森林整備課)

県では、放置された里山林の整備をNPOやボランティア団体による県民参加の森づくりとして実

施することにより、里山林の機能回復を図り里山地域における優れた景観を回復するため、18年度から、森林環境税を活用した「地域で育む里山づくり事業」を行っている。24年度は、大和郡山市・生駒市など15市町村の19箇所で整備を行った。

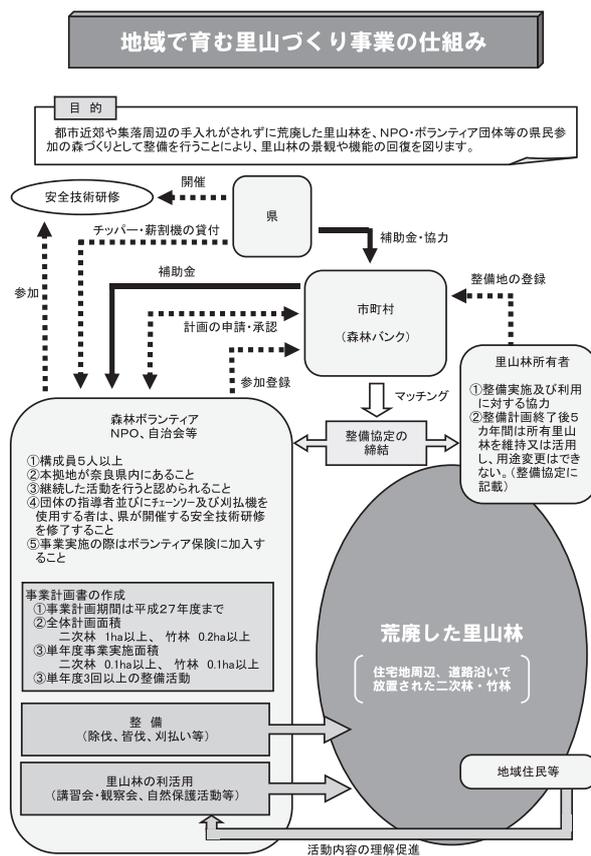


図 3-2-1 地域で育む里山づくり事業の仕組み

### 第3節 都市景観の形成

#### 第1 良好な景観づくりのための整備事業の推進 (地域デザイン推進課)

県では、地域の個性を生かした魅力ある都市景観の創出を目指し、主要な駅前や幹線道路沿道において景観形成の先導的展開を図るとともに、良好な景観形成の必要性や重要性、県の取組み等を広報することにより、県民及び市町村主体の良好な景観づくりを推進することとしている。奈良の玄関口となる奈良市の大宮通りでは「古都奈良を実感できる大宮通り」を景観整備のテーマとし、四季と自然を感じられる快適な道路空間を提供するとともに、景観まちづくりに対する機運醸成を図り、自主的な活動が出来る体制の確立及び活動の継続を図ることを目的に奈良市の協力により、月1回地域の自由な話し合いの場として「景観まちづくり井戸端会議」を設置するとともに、沿道の地域住民、企業の方の協力により、大宮通りの花いっぱい運動を進めている。

## 第2 美化啓発・実践活動の促進（協働推進課）

県及び親切・美化奈良県民運動推進協議会では、「クリーンな心でグリーンな奈良に」をモットーに全県的な県民運動を展開しており、9月を「クリーンアップならキャンペーン月間」と定め、集中的なポイ捨てゴミの美化活動を行うほか、クリーングリーン実践者の表彰やパネル展等啓発活動を行っている。

24年度は、統一実践日である9月2日に、県内20コース、約15,000人の参加を得てキャンペーン活動を展開したほか、月間中に延べ57,000人の参加を得てクリーン活動を行った。また、美化運動や花いっぱい運動などの親切・美化県民運動の優良実践者（クリーン・グリーン実践者）の日頃の取り組みをたたえるものとして、「クリーン・グリーン実践者表彰」を平成25年1月30日に行い、団体の部2団体を表彰した。

さらに県では「落書きのない美しい奈良県」を目指し、落書きをしない、させない県民意識の醸成を図るため、なら落書き防止ネットワーク加盟団体や自治会、ボランティア等との協働による「クリーンアップならキャンペーン」時の落書き消去活動の実施や、地域ぐるみで落書き消去活動に取り組むボランティア団体の活動促進を行っている。24年度は、9月のキャンペーン統一実践日に、約30名が参加し落書き消去の実践活動を行った。



図3-2-2 落書き消去活動の一場面

## 第3 奈良県景観条例・奈良県景観計画の制定と効果的運用（風致景観課）

美しく風格のある県土の形成、潤いのある豊かな暮らしの創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、奈良県景観条例（平成21年3月27日）及び奈良県景観計画（平成21年5月1日）を定め、平成21年11月1日に全面施行した。なお新たに景観行政団体となった市町村が景観計画を策定した場合は適宜改正を行っている。

これにより、奈良県景観計画区域（市町村景観行政団体の区域を除く奈良県全域）における一定規模以上の建築行為などを行う際には知事への届出（公共事業の場合は通知）が必要となり、景観計画に定める景観形成基準（建築物の形態・意匠等）への適合について審査を行っている。

なお、届出制度の実効性を確保するため、景観・環境保全センター（現景観・環境総合センター、平成21年度に産業廃棄物監視センターを改組）が景観計画区域を巡回し、景観監視業務を行っている。

表 3-2-1 奈良県景観計画区域の区分

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

奈良県				市 町 村 景観行政団体
景観計画区域			一般区域	
重点景観形成区域				重点景観形成区域以外の区域
第1種特定区域	第2種特定区域	広域幹線沿道区域		
世界遺産など歴史文化遺産が集積する地域の沿道 ・法隆寺地域 ・山の辺地域	広域的な玄関口である主要インターチェンジ周辺の沿道 ・西名阪道路の郡山、法隆寺、香芝の各インターチェンジ	交通網を形成する広域幹線道路等の沿道 ・四車線の幹線道路等（整備中の区間も含む）の9路線		・奈良市 ・橿原市 ・明日香村 ・生駒市 ・斑鳩町 ・桜井市

表 3-2-2 奈良県景観計画区域内の行為の届出件数

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

区域	行為	建築物 建築物	工作物 建設等	開発 行為	土地形 質変更	物件 堆積	合計
一般区域		142	160	38	18	2	360
重点区域	第1種特定 (法隆寺・山の辺)	1	6	0	0	0	7
	第2種特定 (主要 IC 周辺)	5	0	0	0	0	5
	広域幹線沿道 (R24・中和幹線等)	17	3	16	0	0	36
合計		165	169	54	18	2	408

(届出件数には、公共事業の通知を含む)

\*届出対象(例:建築物)

一般区域 : 建築面積 1,000 m<sup>2</sup>超又は高さ 13 m 超

重点景観形成区域

- ・第1種・第2種特定区域: 建築面積 100 m<sup>2</sup>超又は高さ 10 m 超 (戸建専用住宅除く)
- ・広域幹線沿道区域 : 建築面積 500 m<sup>2</sup>超又は高さ 10 m 超

### 図3-2-2 規制誘導のイメージ例

#### 【広域幹線沿道の景観形成イメージ】



## 第4 「奈良県景観資産」の情報発信 (風致景観課)

県では、平成23年度より景観への県民意識の向上と観光資源としての活用を目的として、県内の景観的な価値を有する建造物もしくは樹木または優れた景観を眺望できる地点等を登録する「奈良県景観資産」制度を開始した。

平成23年度は「四神八景」をテーマに募集を行い、県を4つの地域に分割し、各地域より8点、合計32点を選定、登録した。

平成24年度は「記紀・万葉」をテーマに日本書紀や万葉集などにゆかりの深い箇所合計22点を選定、登録した。

今後も毎年テーマを設定し、公募、選定を行うことで奈良県景観資産の登録数を増やすとともに、HP、パネル展示、PR冊子配布を通じ、県内外に普及を図っていく。

## 第5 ふるさと奈良景観づくり市町村連絡会議の開催 (風致景観課)

景観法を活用した取組の促進、及び総合的な景観施策の展開を図ることを目的として、会議を開催。延べ59名の市町村職員の参加があり、県の景観施策や景観法の活用等について、意見交換を行った。

## 第4節 沿道景観の形成

### 第1 違反屋外広告物の是正活動の推進 (風致景観課)

県では、違反屋外広告物を追放し、美しく風格のある奈良の景観づくりを推進するため、違反屋外広告物を許さない県民意識の醸成を図っている。このため、屋外広告物適正化月間に歩道等に設置されている違反屋外広告物の簡易除却活動を県内一斉に実施している。また、市町村が地域住民等と協働して行う簡易除却制度の普及を推進している。

24年度は、キャンペーン期間中、26市町村で簡易除去活動や違反広告物パトロールが行われ、住民ボランティアや関係団体からの参加も含め574人が参加し、立看板やはり紙、はり札等合わせて868件の違反広告物を除去した。

また、市街地幹線沿道等の違反屋外広告物（野立て看板等）の集中的な是正指導等について、市町村と連携して取り組んでおり、特に平成22年4月に新たに禁止地区に指定された広域幹線沿道の信号機を有する交差点周辺30mの区域については、これまでに58件の屋外広告物が撤去され、平成25年9月末の経過措置期間の終了に向けた取り組みを展開している。

### 第2 地域が育てる道づくりの推進 (道路管理課)

県では、県民主導型の沿道景観の維持管理を進めるため、自治会・地域団体等と協定を結び、草刈り・清掃活動・種植をしていただくことで沿道の美化を推進する「みんなで・守ロード事業」を展開している。24年度は96団体と協定を結び、平均年2回程度、美化活動が実施された。

### 第3 屋外広告物関係機関連絡会議の開催 (風致景観課)

県では良好な景観の重要な構成要素である屋外広告物の適正化のため、県、市町村、関係機関・団体で構成する連絡会議を設置し、幅広く情報・意見の交換を実施している。24年度は、違反屋外広告物の指導・取締の状況や屋外広告物適正化月間の活動、その他屋外広告物の適正化に向けた対応等について報告を行い、意見交換を行った。